

第 5 0 回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和 3 年 2 月 1 2 日)

開催日及び場所			令和 2 年 1 2 月 2 2 日（火曜日）農林水産省第 3 特別会議室	
委 員			戸塚 輝夫(公認会計士) 江坂 春彦(弁護士) 村田 泰夫(農業ジャーナリスト)	
審 議 対 象 期 間			令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 3 0 日	
審 議 対 象 案 件			6 3 3 件 うち、1 者応札案件 1 7 6 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 4 件	
抽 出 案 件			1 0 件 うち、1 者応札案件 1 0 件 (抽出率 2 %) (抽出率 6 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件 (抽出率 7 %)	
抽出案件内訳	工事	一般競争		1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		指名競争	公募型指名競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
			工事希望型競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
			その他の指名競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約		0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	業務	一般競争		0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		指名競争	公募型競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
			簡易公募型競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
			その他の指名競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約	公募型プロポーザル	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
			簡易公募型プロポーザル	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
			標準型プロポーザル	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
			その他の随意契約	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件

抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	6 件 うち、1 者応札案件 6 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件
		指名競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約（企画競争・公募）	3 件 うち、1 者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約（その他）	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]		別紙のとおり	別紙のとおり
		特になし	

事務局：大臣官房予算課会計指導班

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

第50回農林水産本省入札等監視委員会 議事概要

第50回農林水産本省入札等監視委員会の審議対象期間は、令和2年度第1・2四半期である。
なお、議事次第は、「1 開会」、「2 大臣官房参事官(経理)あいさつ」、「3 議事」、「4 その他」、「5 閉会」となっているが、「3 議事」以外は質疑応答がないためこの議事概要から除いている。
また、「3 議事」の内訳は、「(1)工事及び物品・役務等の契約(令和2年度第1・2四半期分)の報告」、「(2)指名停止等の報告」、「(3)工事及び物品・役務等契約の抽出結果の報告」、「(4)工事及び物品・役務等契約の審議」になっている。
このうち、審議の中心は「(4)工事及び物品・役務等契約の審議」であり、令和2年度第1・2四半期に契約した案件のうち委員が抽出した10件について、主に1者応札の改善策を審議している。

意見・質問		回答等	
発言者	内容	回答者	内容
(1)工事及び物品・役務等の契約(令和2年度第1・2四半期分)の報告			
委員	86頁の資料2「令和元年、2年度第2四半期(4月～9月末)までの(農林水産省内部部局)契約状況」の表で、随意契約の企画競争・公募欄の合計額が元年度52億円弱が2年度に245億円に大幅に増加しているのはなぜか。	大臣官房参事官(経理)	2年度は、GO TOキャンペーン(イート)契約が新たに生じ、契約件数48件、契約額184億7千万円の増加となっている。
(2)指名停止等の報告			
委員	説明していただいた最後の指名停止業者は、落札後に辞退したということは、再度入札公告などの手続を改めて行っているということか。	大臣官房参事官(経理)	改めて入札手続をしている。
(3)工事及び物品・役務等契約の抽出結果の報告			
質疑応答なし			
(4)工事及び物品・役務等契約の審議			
1 公務員宿舎(溝の口寮20)機械設備改修工事【一般競争入札(総合評価)で1者応札案件】			
委員	入札公告の開始時期が7月17日になっているが、工事することは事前に分かっているはずなのでもっと早く公告できなかったのか。	大臣官房参事官(経理)	設計業務に時間を要したためこの時期の公告となってしまった。

委員	設計業務に時間がかかるのであれば、1者応札の改善策として公告時期を早めるのは難しいのではないかと。	大臣官房参事官(経理)	工事を行うことは前年度から把握しているので、設計業務を前倒して公告時期を早めることとする。
委員	設計業務を前倒しで行えるのであれば、工事の内容はそれ程難しいものとは思えないので、今後は1者応札が解消できるのではないかとと思われる。	—	—
委員	入札に参加しなかった事業者からのアンケート結果では、工事に必要な人員が確保できなかったという理由があるが、このような工事でなぜ人員を確保できないのか。	—	— (委員) 今後は、その背景を聞いてください。
委員	一般競争参加資格の拡大理由で、過去の実績から参加者が少ないおそれがあると記載されているが、なぜ少ないと分かるのか。	大臣官房参事官(経理)	溝の口寮の工事は毎年のように行っているため、過去の実績により参加者が少ない傾向にある。
委員	31頁、32頁の「競争契約参加資格審査調書」では、競争契約参加資格審査会の委員の「印」欄が押印ではなく「了」となっているが、押印廃止の関係か。また、この「了」という方法だと誰が記載したのか不明であり、心証を得ることができないので、今後、工夫していただくことを願います。	大臣官房参事官(経理)	新型コロナウイルス感染症対策として、競争契約参加資格審査会を対面で開催せず、メールで資料を配布し、質疑応答の後に各委員から了解したメールの返信をもって調書を作成している。 このため、返信メールが「了」を裏付ける資料となる。

2 令和2年度輸出環境整備推進委託事業(EU・HACCP認定施設の指導・監視)【企画競争で1者応募案件】

委員	1者応札になっているのは、かなり専門的な業務のためと思われるが、この事業を受注できる他の事業者はいるのか。	食料産業局	1者で受注できる規模としては受注業者である一般社団法人日本食品認定機構ぐらいしかいないが、小規模事業者であっても共同事業体として参加できることとしている。
委員	共同事業体を組織するには時間を要するため、1か月の公示期間では短すぎるのではないかと。この点を改善した方がいいと思う。	食料産業局	了解しました。
委員	事業者から提出された企画提案書では、定性的な記述が多く定量的なことが記載されていないが、例えば、何人体制で検査を行うなどの把握はされているか。	食料産業局	企画提案書の1頁目に事業担当者として、HACCPの新規・更新審査を行う審査員としての実績がある者が5名在籍、また、継続審査を行っている審査員が38名登録されていると記載されている。

委員	受注した一般社団法人日本食品認定機構は、どのような団体なのか。	食料産業局	一般社団法人大日本水産会のHACCP認定事業部門を分離、独立して設立された団体である。
委員	一般社団法人大日本水産会からの独立ということは、EU向けの水産部門を審査するのか。	食料産業局	そのとおりである。
3 令和2年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業における実証研究及び社会実装の進行管理調査等に係る業務委託事業【一般競争入札(総合評価)で1者応札案件】			
委員	入札に参加しなかった事業者へのアンケートでは、手持ち人員の確保、多数の専門プログラムオフィサーが必要となるため辞退とあるが、1者応札の改善策として、もっと再委託が可能であるなどのアピールが必要ではなかったのか。	農林水産技術会議事務局	仕様書には、専門プログラムオフィサーと雇用契約を結び人員を確保することも認めているが、現在、現場で活躍している専門プログラムオフィサーをそのまま雇用することもできることを今後はアピールしていきたい。
委員	この業務を受注できる事業者は、相当な数いるのか。	農林水産技術会議事務局	コンサルタント会社、シンクタンクなど受注できる事業者はいるが、入札に参加しなかったということは何かしらの事情があったのではないと思われる。
4 令和2年度農協監査・事業利用実態調査における農協等の監査コスト合理化に関する調査委託事業【一般競争入札(総合評価)で1者応札案件】			
委員	以前、農協監査を行っていた全国農業協同組合中央会が代表者となっている共同事業体がこの業務を受注するのはおかしいのではないか。 以前行っていた農協監査をチェックし改善点を抽出することができないのではないか。	経営局	全中は、27年の法改正により監査権限がなくなっており、また、●●●が再委託先として業務を行っているため、全中が過去に行っていた農協監査に対する改善点を客観的に指摘できる。
委員	●●●は、なぜ入札に参加しなかったのか。	経営局	全中は従前からの農協監査の実績があり、農協の業務改善の知見があるため、この経験と知見を生かすこととし、●●●は全中と共同で事業を行うこととしたと聞いている。
委員	なぜ、問題点の洗出しに何年もかかっているのか。 また、どの農協も同じような状況であろうから、各地域の農協を調査しなくてもいいのではないか。	経営局	28年度にこの業務を開始しているが令和元年度に事業内容は変わっている。実際に会計監査人の監査が始まった令和元年度からは、具体的な課題に対して改善点を提言することになっている。

委員	来年度も行うのか。	経営局	来年度も行う予定である。
委員	個々の農協を改善指導しているのか。	経営局	いくつかの農協から手を上げていただき、全中と●●●が現場に伺い、農協と議論をすることにより改善点を見つけることとしている。
委員	どの農協も同じような業務内容であろうから、いくつかの農協で改善策が分かれば、それを全国の農協に普及することができるのではないか。	経営局	農協によって扱う農作物などが違い商流なども異なっているが、全国の説明会などでそれぞれのタイプに応じた改善策を提示し農協が自分に合った改善策を選択できるようにしている。
5 令和2年度農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究(大規模飼料生産体系における収穫作業の人手不足に対応する技術開発)【企画競争で1者応募案件】			
委員	競争に参加しなかった者のアンケート結果では、コンソーシアムに参加できる農業者を探せなかったのがニーズのある者とのマッチングサイトがあれば良いとあるが、農林水産省ならば参加意欲のある農業者を把握しているはずなので情報提供することはできなかったのか。	農林水産技術会議事務局	農業者とのマッチングは、この事業ではないが、農業者の方々、研究機関の方々が集まるような事業があり、事業者の皆様が適切に対応できるように課の壁を越えて情報共有していきたい。
委員	大規模飼料生産体系に関する事業ということは、地域としては北海道に限られると考えられる。これは、当初からの考えか。	生産局	北海道や九州を含めた大規模飼料生産ほ場を前提に、課題として提案をした。
委員	事業内容は、収穫機により牧草を刈り取り、併走する運搬用トラックに荷受けするという単純な業務であると思われるが、なぜ契約額が5千万円もかかるのか。	生産局	汎用性のない技術であり、ただ併走するというものでもなく、起伏のあるほ場での併走・タイミングを合わせた荷受けが可能となるよう、作業やほ場の状態に応じて適切に補正できるデバイスを開発するために見積もったもの。
6 2020年農林業センサス調査票等情報データ化業務【一般競争入札で1者応札案件】			
委員	膨大な紙媒体をデータ化する業務であるが、請負業者はきちんと仕事をしたのか。	統計部	最終的に業務は完了している。

委員	請負業者はどのような会社か。	統計部	A等級の大企業で従来からOCR、データ化などを得意とする会社である。
委員	165頁にある過去3か年の入札・契約状況を見ると、前回(平成27年度)はかなり低い金額で落札しているが、参加しなかった理由のアンケート調査で前回契約した事業者は対象としているのか。 また、今回契約した事業者は、前回の入札に参加しているのか。	統計部	前回契約した事業者は今回は入札説明書も入手しておらず、最初から参加意欲がないと思われたためアンケート調査の対象としていない。 また、今回契約した事業者は、前回の入札にも参加しており、2番札の入札価格であった。
委員	1頁の抽出案件概要(一般競争入札)の概要欄では、「調査客体候補が調査客体に該当するかを判定する」とあるが、この判定者は誰か。	統計部	判定者は、都道府県で任命している統計調査員である。 国が作成した調査客体候補名簿に記載のある者全てに統計調査員が訪問し聞き取りをすることにより、調査客体候補者の中から調査客体(調査票の配布先)に該当するか否かを判定する。
7 生鮮食料品流通情報システムのクラウド移行に係る設計・開発等業務及びクラウドサービス導入・保守業務【一般競争入札(総合評価)で1者応札案件】			
委員	288頁にある「一者応札(応募)となっている契約における参入拡大のための点検事項」とは、どのような資料か。	大臣官房参事官(経理)	1者応札となった場合には、当省の職員で構成する入札・契約手続審査委員会が事後にその原因、改善策を審査しているが、その際に使用する点検事項をまとめたものである。
委員	我々委員にとっても有意義な資料であると思われるが、省内で事後に改善策を検討しているということか。分かりました。	—	—
委員	279頁の検討結果報告書に押印していない者がいるが欠席ということか。	統計部	押印が薄いため押されていないように見えるが、実際には押印している。 284頁に同じ押印欄がありこちらも薄いですが、この押印欄を見れば押印していることが分かると思う。
8 農林水産省本省庁舎等の施設管理・運営業務【一般競争入札で1者応札案件】			
委員	5年契約で44億円であり大規模な調達案件であるが、業務内容を見てみると本省庁舎と三番町共用会議所で場所も違い、警備業務と点検・保守業務など異業種が混在しており、このため1者しか入札に参加できなかったのではないか。 分割して入札することはできないのか。	大臣官房参事官(経理)	この業務は、28年度までいわゆる「市場化テスト」の対象でありこの形態で市場化テストを行っていたが、市場化テストを終えた後も引き続きこの形態を維持することと答申されているため、業務内容を分割することができない。

委員	それでは、見直す予定はないということか。	大臣官房参事官(経理)	ある程度の事業者が対応可能であるため、現在の業務内容のままで、より良い庁舎運営をして参りたい。
委員	請負業者は、清水建設の関連会社か。	大臣官房参事官(経理)	請負業者は清水建設系統のビル管理会社であり、入札形態は入札グループというコンソーシアムのような形態であり、専門的な技術、資格を持つ各社が共同して業務を行っており、請負業者のビル管理会社が代表して入札に参加している。
9 農林水産省最高情報セキュリティアドバイザー及び情報セキュリティ支援業務【企画競争で1者応募案件】			
委員	2頁の「一者応札となった原因」欄に、情報セキュリティ人材不足が原因の一つであると記載されているが、これに伴う人件費の高騰を反映した予定価格となっているのか。	大臣官房デジタル戦略グループ	人件費の高騰を念頭に置いて予算要求しており、できる限り人件費の高騰に対応した予算の確保を行っているところである。
委員	業務内容を見ると資格要件を厳しくせざるを得ないのはやむを得ないのではないかという印象である。	—	—
10 農林水産省行政情報システム機器賃貸借及び保守業務(仮想デスクトップ追加)【一般競争入札(総合評価)で1者応札案件】			
委員	現行のシステムは、請負業者であるNECが受注しているのか。	大臣官房デジタル戦略グループ	仮想デスクトップ環境を構築したのはNECである。
委員	既存の事業者が有利であり、例えば、既存の事業者の提案を別の同業者が業務の適正性、価格の妥当性などチェックしていただくとかしないと新規業者が参入できないのではないか。 入札だと難しいとは思いますが、何か工夫すべきではないか。 工夫しなければ新規業者が参入できない。	大臣官房デジタル戦略グループ	工夫としては2点あり、1点目はシステムに精通している民間人をCIO補佐官として登用しているが、この補佐官に発注前に仕様書等を審査していただき専門的な視点からアドバイスを得ている。 また、2点目としてはシステムのライフサイクルによる更新は数年ごとにあり、その際に事業者が入れ替わる機会がある。 現に他省庁で事業者の交替があり、当省も3年後に更新の機会がある。 更新の機会には、複数の事業者が参加できるように進めていきたい。

委員	254頁の採点結果では、技術点の合計が540点で基礎点10点と加点530点となっているが、基礎点と加点とのバランスが悪くないか。基礎点10点とはどのような考えで点数を配分しているのか。	大臣官房デジタル戦略グループ	基礎点の点数は調達案件により相違するが、基礎点とは仕様書の条件を最低限満たしていれば付ける点数である。総合評価方式を採用している理由は技術点を重視しているからで、より優れた提案を受けたいため加点部分に重きを置いている。
委員	仕様書の条件を満たしていなければ、最初からはじけばいいのではないか。基礎点と加点のバランスが違いすぎる。基礎点の位置付けがよく分からない。しかし、このようなルールになっているということか。でも、御省で決めているルールではないのか。	大臣官房参事官(経理)	基礎点は、参加資格を持っていれば付け、持っていなければ付けないというもの。加点は、提案内容に応じて点数を加点するもので、優れた提案によって加点に差が生じ技術点の差となる。
委員	それでは、基礎点が0点でも加点の点数が良ければ、落札者となる場合もあるのか。	大臣官房デジタル戦略グループ	仕様書の条件を満たしていなければ基礎点は0点で失格となる。
委員	そうすると254頁の採点表に記載される事業者は全て基礎点10点が付くということか。	大臣官房デジタル戦略グループ	今回は1者応札でNECは条件を満たしているため基礎点10点が加算されているが、複数者が入札に参加した場合には、入札者ごとに仕様書の条件を満たしているか審査し、満たしていなければ基礎点0点で失格となり、満たしていれば基礎点10点で加点も提案内容に応じて付くことになる。
その他 「(4)工事及び物品・役務等契約の審議」の「1 公務員宿舎(溝の口寮20)機械設備改修工事【一般競争入札(総合評価)で1者応札案件】」で取り上げられた押印廃止について			
大臣官房参事官(経理)	添付している資料に押印の代わりに「了」となっている箇所があるが、政府全体の取組として令和3年1月1日から行政内部手続を含めて押印廃止となり、先行して実施している部署が押印の代わりに「了」としている資料を添付している。 令和3年1月1日以降は、全て押印廃止となり、代替手段として署名もできないので添付している資料は「了」、「レ」などの記号とならざるを得ない。これらの添付資料は、行政内部資料なので職員間の合意によりこのような記号でも真正性を確保することとしている。	委員	「了」、「レ」では誰が記載したのか判別できないので、証拠にはならない。我々委員は職員ではなく外部の者なので、添付されている資料が確かに真正性があるか第三者が証明するなどして担保してほしい。すぐに結論を出していただく必要はないが、どうしたら外部委員の心証が得られるか検討していただきたい。